

## 福岡女子大学大学院人間環境科学研究科の理念・目的等に関する規則

法人規則第 96 号

平成 27 年 6 月 23 日制定

### (理念)

第 1 条 福岡女子大学大学院人間環境科学研究科は、福岡女子大学学則(平成 18 年法人規程第 33 号)第 1 条及び福岡女子大学大学院学則(平成 18 年法人規程第 34 号)第 2 条に定める目的を達成するため、「環境」および「健康」を基本テーマにした自然科学的視点から高度の教育・研究を目指し、関連する諸分野において、広い視野と専門性を身に付けた人材を育成することを理念とする。

### (目的)

第 2 条 福岡女子大学大学院人間環境科学研究科は、前条の理念のもと、次の各号の目的を達成するために、教育研究を行い、グローバル化し多様化する国際社会が求める高度専門人材の育成をめざす。

#### (1) 幅広い教養と豊かな人間性の涵養

質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

#### (2) 人間と環境及びその関連性に関する領域における専門的能力と幅広い視野を持つ人材の養成

「健康な生活を支える環境調和型社会づくり」に関する専門知識と技術を理解し、独創性と先端性に優れた研究を可能とする能力を身に付けた人材を育成する。

また、個別化された専門的研究のみならず他領域の専門研究との統合化ができ、現代社会の著しい変化・進展に対応できる総合的な判断力を備え、かつ、地域社会から国際社会までの様々なレベルで直面している課題の解決に貢献できる、高度な専門能力と幅広い視野を持つ人材を育成する。

#### (3) 男女共同参画社会を牽引する能力の養成

男女共同参画社会において、自らの能力を発揮できる積極的かつ建設的な人材の育成をめざす。

#### (4) 地域社会の課題解決のための実践的能力の養成

地域社会の諸課題に対して、地域社会特有の状況を把握し、さまざまな人々や組織と協力しながら提案・提言を行うことができる実践的能力を養成する。

#### (5) 情報発信・情報交換能力の養成

教育研究の成果に関する情報を広く国内外に発信し、取り組んだ課題やこれに関連する情報を交換し、課題の解決に取り組むためのコミュニケーションを行う能力を持つ人材を養成する。

### 附 則

この規則は、平成 27 年 6 月 23 日から施行する。